

防整施第14930号  
令和6年6月27日

大臣官房会計課長  
地方協力局環境政策課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局総務部経理課長  
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局企画部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における品質確保対策の試行について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり定め、令和6年7月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、適用日以前に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事に係る技術業務への適用を妨げない。

なお、建設工事に係る技術業務における品質確保対策の試行について（防整施第398号。令和6年1月12日）は、令和6年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 建設工事に係る技術業務における品質確保対策

## 1 趣旨

技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防衛施（事）第144号。28.3.31。以下「事務処理要領」という。）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）における品質確保対策として、次に示す事項を行うものとする。

## 2 適用範囲

防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。）第2条に規定する契約担当官等をいう。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において実施する技術業務のうち、予定価格が500万円を超える業務であって、競争入札、企画競争又は公募型プロポーザル方式により調達されるものについて適用する。ただし、事務処理要領の別紙第2項第2号に規定するⅡ類のウからカの業務は除く。

## 3 競争参加資格として求める事項

競争参加資格（企画競争又は公募型プロポーザル方式における提案書等の提出者に求める資格を含む。以下同じ。）として、以下に掲げる事項を求める。

## (1) 直近の過去2年間における平均業務成績

当該防衛省発注機関が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了又は引き渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

## (2) 管理技術者の手持ち業務量

防衛施設整備に係る業務（設計、監理等）については、原則として入札公告日（企画競争又は公募型プロポーザル方式においては、手続開始の公示日とする。以下同じ。）時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ20件未満であること。

ただし、前例のない特殊な調査手法や工法等を用いる業務を発注する場合は、入札公告日時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

また、入札公告日時点における手持ち業務に、当該防衛省発注機関が発注した業務において予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手

持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

#### 4 管理技術者に対するヒアリングの実施

契約後にヒアリングを実施する必要があると認める技術業務の場合は、契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者その他当該業務に配置する全ての技術者に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行う。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約書の規定に基づき、技術者の交代を請求する。

#### 5 公募型プロポーザル方式における概算額

公表された積算手法がなく、専ら見積りによらなければならない公募型プロポーザル方式による技術業務の場合は、交付する業務説明書において当該業務の概算金額を明らかにする。

#### 6 共同体の参加

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31）に定められたとおり適正に運用する。

#### 7 その他

- (1) 上記第3項から第5項における入札公告等の記載例は、付紙を標準とする。
- (2) 本試行の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

別紙第3項から第5項に定める事項に関する入札公告及び入札説明書（企画競争又は公募型プロポーザル方式における手続開始の公示及び業務説明書を含む。以下同じ。）の記載例は、以下を標準とする。

・直近の過去2年間における平均業務成績（別紙第3項第1号関係）

入札公告及び入札説明書の競争参加資格（企画競争又は公募型プロポーザル方式における提案書等の提出者に求める資格を含む。以下同じ。）の項目に、以下の記載を追加する。

○ ○○○○【当該防衛省発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、○年度及び○年度【当該年度を含まない直近の過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上である。

・管理技術者の手持ち業務量（別紙第3項第2号関係）

入札公告及び入札説明書の競争参加資格の項目のうち配置予定管理技術者に求める資格の項目に、以下の記載を追加する。

○【標準的な記載（原則）】

配置予定管理技術者の○年○月○日【公告日又は手続開始の公示日を記載する。】現在の手持ち業務量が5億円未満かつ20件未満であること。

ただし、○年○月○日【公告日又は手続開始の公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該防衛省発注機関を記載する。】が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。【官報掲載を行う業務の場合、ただし書きは記載しない。】

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、○年○月○日【当該業務の履行開始予定日を記載する。】までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

【前例のない特殊な調査手法や工法等を用いる業務を発注する場合の記載】

配置予定管理技術者の○年○月○日【公告日又は手続開始の公示日を記載する。】現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、○年○月○日【公告日又は手続開始の公示日を記載する。】現

在の手持ち業務に〇〇〇〇【当該防衛省発注機関を記載する。】が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。【官報掲載を行う業務の場合、ただし書きは記載しない。】

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、〇年〇月〇日【当該業務の履行開始予定日を記載する。】までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

・管理技術者に対するヒアリングの実施（別紙第4項関係）

契約後にヒアリングを実施する必要があると認める技術業務の場合は、入札説明書のその他の項目及び特記仕様書の適当な項目に以下の記載を追記する。

○ 管理技術者【等】に対するヒアリングの実施

契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者【照査技術者若しくは担当技術者又はその全ての者（以下、「当該技術者」という。）】に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、【設計等技術業務委託契約書第16条、事業監理業務委託契約書第10条】の規定に基づき、管理技術者【当該技術者】の交代を請求する。

※【】内の記載については、必要に応じ加除する。

・公募型プロポーザル方式における概算額

公表された積算手法がなく、専ら見積りによらなければならない公募型プロポーザル方式による技術業務の場合は、公募型プロポーザル方式に係る業務説明書の業務概要の項目に、以下の記載を追加する。

○ 業務の目安

本業務の概算額は〇〇万円程度（税込み）【有効数字2桁を目安として概算額を記載する。】を想定している。